

2021 年 6 月 8 日

日本原燃株式会社 再処理事業部

廃棄物管理施設定期事業者検査の報告（開始時）について

「日本原燃㈱再処理事業所における定期事業者検査報告（終了時）についての面談（2021 年 4 月 8 日）」を受け、2021 年度の定期事業者検査について以下のとおり報告します。

1. 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 日本原燃株式会社
住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 1 0 8
代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
2. 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地
名称 日本原燃株式会社 再処理事業所
所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸
3. 検査の対象及び方法並びに期日
対象 廃棄物管理施設
方法 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則に適合していることを確認する
期日 2021 年 9 月 1 日～2022 年 3 月 3 1 日（予定）
4. 検査予定の概要
添付書類 1 のとおり
5. 添付書類（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 第 16 条 第 3 項に準拠した書類）
 - (1) 定期事業者検査の計画
添付書類 1 「廃棄物管理施設 第 2 回定期事業者検査計画書」
 - (2) 特定廃棄物管理施設及び第 29 条第 1 項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第 3 号の施設管理目標
添付書類 2 「2021 年度 再処理事業部 施設管理目標」
 - (3) 第 29 条第 1 項第 4 号の施設管理実施計画に係る事項
添付書類 3 「2021 年度 廃棄物管理施設に係る施設管理実施計画 rev. 2」

- (4) 第 13 条第 2 項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

定期事業者検査項目の全てについて添付書類 3 の施設管理実施計画に基づいて一定の期間を 12 ヶ月以上として設定し、一定の期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で実施する。

- (5) 前回の定期事業者検査において提出した前 3 号〔本書 5. (3)〕に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
該当なし。

- (6) 前回の定期事業者検査において提出した第 2 号又は第 3 号〔本書 5. (2) および 5. (3)〕に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。

- (7) 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第 13 条第 3 項各号に掲げる事項について記載した書類
該当なし。

以上

添付書類

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物
管理の事業に関する規則 第 16 条 第 3 項に準拠した書類)

定期事業者検査の計画

廃棄物管理施設 第 2 回定期事業者検査計画書
(P7-SB01-21Z00-001-00 (2021/5/20 承認))

日本原燃株式会社 再処理事業所

廃棄物管理施設

第2回 定期事業者検査計画書

再処理事業部

日本原燃株式会社 再処理事業所 廃棄物管理施設
第2回定期事業者検査実施計画書 改正来歴

改正番号	改正内容	年 月 日
0	新規制定	2021 年 5 月 20 日

1. 定期事業者検査の対象となる廃棄物管理施設の名称
再処理事業所 廃棄物管理施設

2. 定期事業者検査の名称
廃棄物管理施設 第2回定期事業者検査

3. 定期事業者検査の実施に係る基本方針等
第1回定期事業者検査と同様に以下の方針に基づき検査項目を選定した。

(1) 基本方針

本定期事業者検査では、当該廃棄物管理施設に関し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「法」という。）第五十一条の十第1項の規定に基づき、法第五十一条の十第2項に定められたところにより、その廃棄物管理施設が法第五十一条の九に係る技術上の基準（「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」。以下、「技術基準」という。）に適合しているかどうかについて検査する。

(2) 定期事業者検査項目の整理方針

① 検査対象整理の考え方

技術基準の要求事項を、適用を受ける事項と適用を受けない事項（適用外：定期事業者検査対象外）に分類する。

更に適用を受ける要求事項を以下のとおり機能性能、構造健全性およびその他（定期事業者検査対象外）に分類した上で定期事業者検査項目を設定する。

(a) 技術基準要求への適合確認にあたって定期事業者検査項目として扱わないものの整理（その他に分類するものの整理）

以下に該当するものは、定期事業者検査として技術基準適合性を確認する必要がないものとする。

- ・ 要求に該当する設備等の状況変化がない事項、または状況変化が極めて緩慢なため、建設段階で確認すれば良く、定期的な確認を要さない事項【設計要求】
- ・ 関連するパラメータ等の監視により要求適合を確認できる事項、または管理により要求への適合を維持する事項【運用要求】
- ・ 日常的な点検により要求事項を確認できる事項【日常的な点検】

(b) 機能性能要求に対する整理

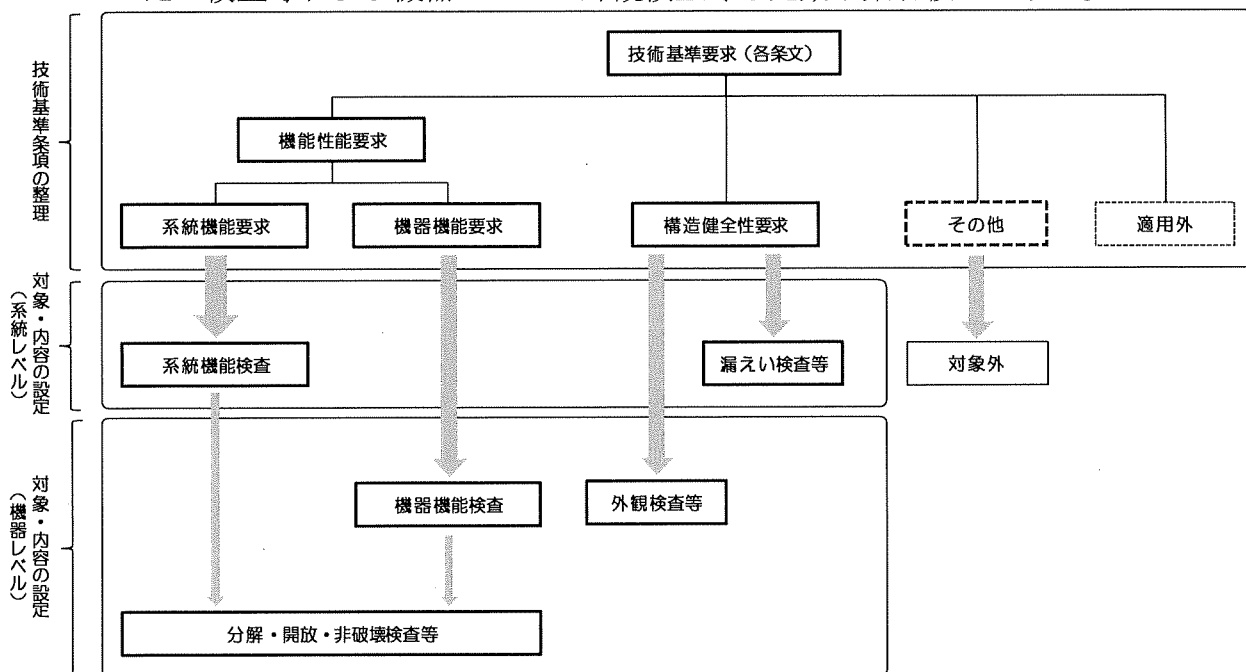
「技術基準」から要求される機能性能は、系統単位の機能検査（以下、「系統機能検査」という。）での確認を基本とする。すなわち、技術基準要求が機器単位の機能要求であっても、当該機器が属する系統機能検査において、機器に要求される機能性能が確認可能な場合は、当該機器レベルの機能性能の確認について定期事業者検査以外の保全活動に整理する。

一方、「技術基準」から要求される機器の機能性能に対して、系統レベル（系統機能検査）では確認できない場合は、機器レベルの機能性能確認（以下、「機器機能検査」という。）を定期事業者検査に整理する。

また、直接的な機能性能確認が困難な機器については、分解・開放・非破壊検査等を定期事業者検査とする。

(c) 構造健全性要求に対する整理

「技術基準」から要求される構造健全性の確認については、系統レベルの漏えい検査等および機器レベルの外観検査等を定期事業者検査とする。



定期事業者検査項目の整理フロー

ただし、従来の施設定期検査項目のうち、上記の整理により除外される検査項目については、定期事業者検査以外の保安活動で直接的又は間接的に確認している状況にあるが、技術基準規則要求と関連性があるものについては、その機能と関連する定期事業者検査の中で、機能・性能が維持されていることを確認する。

その機能と関連する定期事業者検査の中で 機能・性能を確認する検査項目	関連技術基準			その機能と関連する定期事業者検査
	条	項	号	
警報検査（収納管排気設備の入口圧力の測定等行う計測制御設備）	15	1	—	警報検査（廃水貯槽の水の測定等を行う計測制御設備）の定期事業者検査の中で、機能・性能が維持されていることを確認。 ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒屋外ダクトの構造健全性検査の定期事業者検査の中で、機能・性能が維持されていることを確認。
気体廃棄物の廃棄施設の排気風量検査	21	1	1	
換気設備の高性能粒子フィルタ粒子除去効率検査	18	1	1	
収納管排気設備の高性能粒子フィルタ粒子除去効率検査	18	1	1	
負圧試験、室間差圧試験	10	1	3	
負圧試験（収納管排気設備）	10	1	3	
ガラス固化体の冷却性能検査	17	2	3	
作動検査（自動火災報知設備、消火設備）	11	1	—	

② 新規制基準適合確認終了までの間の考え方

適用を受ける事項のうち、新規制基準による新規の要求事項、または、その対象が拡大する要求事項における拡大対象については、新規制基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。

また、条文自体に変更がない要求事項であっても、設計条件が変更となり評価または設計が変更となり得る要求事項については、新規制基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。

(3) 定期事業者検査項目および検査の計画

添付資料－１のとおり（ただし、検査実施時期は状況に応じて変更する可能性がある）。

なお、2021年度はガラス固化体の受入れ計画がないことから、輸送容器搬送台車およびガラス固化体検査室天井クレーンの検査は実施しないこととしているが、何らかの理由でガラス固化体等の核燃料物質等を取扱うこととなった際には取扱う前に定期事業者検査を実施することとする。

(4) 定期事業者検査要領書の作成

本定期事業者検査の実施にあたり「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（以下、「廃棄物管理規則」という。）第十三条に従い、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査要領書を作成する。

(5) 定期事業者検査の実施

定期事業者検査は、再処理事業部の独立検査組織である品質保証部事業者検査課の検査実施責任者が実施する。

検査は、定期事業者検査要領書に従って実施する。検査実施責任者は検査の過程において不明な点等が生じた場合には、定期事業者検査実施細則に基づき対処する。

4. 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査の期間

：2021年9月1日～2022年3月31日（予定）

以 上

第2回（2021年度）廃棄物管理施設(E施設)定期事業者検査計画

添付資料-2 (1/1)

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査可能時期	備考
		条	項	号					
ガラス固化体 受入れ設備	受入れ建屋天井クレーン	14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	無	-	安全衛生法に基づき停止措置中のため
					機能検査	搬送能力機能（つり上げ高さ制限のインターロック）			
		14	1	2	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
	輸送容器搬送台車	14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	無	-	・ 操業再開まで核燃料物質等の取扱いがないため
	ガラス固化体検査室天井クレーン	14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	無	-	・ 操業再開まで核燃料物質等の取扱いがないため
					機能検査	搬送能力機能（つり上げ高さ制限のインターロック）			
		14	1	2	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
ガラス固化体 貯蔵設備	貯蔵建屋床面走行クレーン	14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	無	-	安全衛生法に基づき停止措置中のため
		14	1	2	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
換気設備	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒	18	1	3	構造健全性 検査	排気経路の構造健全性検査	有	2022年2月～3月	
	屋外ダクト	18	1	3					
計測制御設備	廃水貯槽の水位の測定等を行う計測制御設備	15	1	-	機能検査	警報機能検査（廃水貯槽の漏れい水水位）	有	2021年9月～11月	
放射線管理設備	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ	16	1	2	機能検査	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ機能検査	有	2021年9月～10月	
		15	1	-					
	冷却空気出口シャフトモニタ	16	1	2	機能検査	冷却空気出口シャフトモニタ機能検査	有	2021年9月～10月	
		15	1	-					
	ガンマ線エリアモニタ	16	1	4	機能検査	ガンマ線エリアモニタ機能検査	有	2021年9月～10月	
		15	1	-					
	ベータ線ダストモニタ	16	1	4	機能検査	ベータ線ダストモニタ機能検査	有	2021年9月～10月	

施設管理目標

2021 年度 再処理事業部 施設管理目標

(B1-AA00-20Z01-001-01 (2021/5/10 承認))

[B1-AA00-20Z01-001-01]

改正番号	改正内容
0	新規制定
1	関連部署の適正化 1-2、1-3：土木建築保全部追加 2-2：技術部、運転部削除

審査						作成
承認	再処理工場長	品質保証部長	放射線管理部長	技術部長	保全技術部長	保全企画部長
()	()	()	()	()	()	()

2021年度 再処理事業部 施設管理目標

品質方針	品質目標 No.	施設管理方針	施設管理目標 No.	優先度	管理項目	達成指標	次年度達成指標	次々年度達成指標	実施責任者 (責任部署)	関連部署
-	-	-	1	再処理工場および廃棄物管理施設のしゅん工に向けた着実な進捗・新規制基準への対応 (最重要業務)						放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 新基準設計部 計装保全部 電気保全部 共用施設部 前処理施設部 化学処理施設部 ガラス固化施設部 分析部
-	-	再1	1-1	A	○設工認対応	・設工認の申請： ・再処理施設 (第2回)：2021年5月 ・再処理施設 (第3回)：2021年9月 ・廃棄物管理施設：2021年5月			技術部	

[注記]
「品質方針」欄には品質方針の番号を記載する。品質方針と関連しない(＝自主的な取組みである)場合は「-」を記載する。
「施設管理方針」欄には施設管理方針の番号を記載する。施設管理方針と関連しない場合は「-」を記載する。

品質 方針	品質 目標 No.	施設 管理 方針	施設 管理 目標 No.	優先 度	管理項目	達成指標	次年度達成指標	次々年度達成指標	実施責任者 (責任部署)	関連部署
-	-	再1	1-2	A	○新規制基準工事対応	- 設計および工事の計画のうち、新規制基準に係る安全工事の実施率：100% - 新規制基準対応工事完了 - 再処理施設：2022年3月 - ククリティカル工事：2022年3月 - ククリティカル工事以外の工事：2021年12月 - 廃棄物管理施設：2021年8月 - ククリティカル工事：2021年8月	2021年度の結果により 設定する	2022年度の結果により 設定する	技術部	放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 計装保全部 電気保全部 土木建築保全部 共用施設部 前処理施設部 化学処理施設部 ガラス固化施設部 分析部
-	-	再1	1-3	A	○使用前事業者検査対応	2021年5月/日 登記のため、剥離 - 使用前事業者検査の開始：対象設備の設置完了後、申請から1か月以内 - 新規制基準適合のために新設する設備の使用前事業者検査の合格：2022年度上期	2021年度の結果により 設定する	2022年度の結果により 設定する	品質保証部	放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 保全技術部 計装保全部 電気保全部 機械保全部 土木建築保全部 技術部 共用施設部 前処理施設部 化学処理施設部 ガラス固化施設部 分析部

[注記]
「品質方針」欄には品質方針の番号を記載する。品質方針と関連しない（＝自主的な取組みである）場合は「-」を記載する。
「施設管理方針」欄には施設管理方針の番号を記載する。施設管理方針と関連しない場合は「-」を記載する。

品質方針	品質目標 No.	施設管理方針	施設管理目標 No.	優先度	管理項目	達成指標	次年度達成指標	次々年度達成指標	実施責任者 (責任部署)	関連部署
再処理工場の操業および安定運転										
—	—	—	2	—	再処理工場の操業および安定運転	・保全活動管理指標の確実な監視：100% i) プラントレベルの指標 a) 設計基準事故時に期待している機能の作動回数等 (再処理施設) b) ガラス固化体の冷却空気温度の異常件数 (廃棄物管理施設) ii) システムレベルの指標 a) 保全による予防可能な機能故障件数 (安重) b) 安全系の非待機時間 ・保全計画の策定及び実施 ・保全の有効性評価の実施	2021 年度の結果により設定する	2022 年度の結果により設定する	保全技術部	放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 計装保全部 電気保全部 機械保全部 土木建築保全部
—	—	1,3,7,再2	2-1	A	○保全プログラムに基づく保全の実施及び監視 ・保全活動管理指標の策定と監視計画の策定 ・保全計画の策定及び実施 ・保全の有効性評価の実施	・試験・検査の実施に係る CAQ 案件：0 件	2021 年度の結果により設定する	2022 年度の結果により設定する	保全企画部	品質保証部 放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 保全技術部 計装保全部 電気保全部 機械保全部 土木建築保全部 共用施設部 前処理施設部 化学処理施設部 ガラス固化施設部 分析部
—	—	6	2-2	A	○適正な試験・検査の実施	・試験・検査の実施に係る CAQ 案件：0 件	2021 年度の結果により設定する	2022 年度の結果により設定する	保全企画部	品質保証部 放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 保全技術部 計装保全部 電気保全部 機械保全部 土木建築保全部 共用施設部 前処理施設部 化学処理施設部 ガラス固化施設部 分析部

[注記]

「品質方針」欄には品質方針の番号を記載する。品質方針と関連しない (= 自主的な取組みである) 場合は「—」を記載する。
「施設管理方針」欄には施設管理方針の番号を記載する。施設管理方針と関連しない場合は「—」を記載する。

品質方針	品質目標 No.	施設管理方針	施設管理目標 No.	優先度	管理項目	達成指標	次年度達成指標	実施責任者 (責任部署)	関連部署	
—	—	4	2-3	A	○施設の設計要件、施設構成情報ならびに物理的構成の関連性と整合性維持（コンプライエーションマネジメント（CMM）管理） ・コンプライエーションマネジメント（CMM）に係る CAQ 案件：0 件		2021 年度の結果により 設定する	保全企画部	品質保証部 放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 新基準設計部 保安技術部 計装保安部 電気保安部 機械保安部 土木建築保安部 技術転部 運用施設部 共用施設部 前処理施設部 化学処理施設部 ガラス固化施設部 分析部	
—	—	—	3		労働災害根絶に向けた不安全環境・不安全行動の徹底排除					
—	—	5	3-1	B	○放射線管理の徹底	・点検・工事等における放射線管理計画書の計画線量超過（協力企業含む）：0 件	2021 年度の結果により 設定する		放射線管理部	放射線管理計画書 作成部署
—	—	—	4	安全	安全・安定操業を実現する技術力獲得と、それに向けた人材育成					
—	—	2	4-1	B	○安全、安定運転に貢献する真のプロフェッショナルの育成 ・保全員への教育訓練	・要員の力量に係る CAQ 案件：0 件	2021 年度の結果により 設定する		保全企画部	放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 保安技術部 計装保安部 電気保安部 機械保安部 土木建築保安部

[注記]

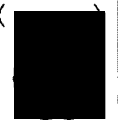
「品質方針」欄には品質方針の番号を記載する。品質方針と関連しない(＝自主的な取組みである)場合は「－」を記載する。

「施設管理方針」欄には施設管理方針の番号を記載する。施設管理方針と関連しない場合は「－」を記載する。

施設管理実施計画

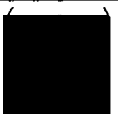
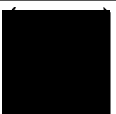
2021 年度 廃棄物管理施設に係る施設管理実施
計画 rev. 2

(Q5-AA00-21Z00-002-02 (2021/6/2 承認))

保安に関する記録	承認	協議	審査	審査	審査
廃棄物取扱主任者	再処理事業部長	技術本部長	副事業部長 (品質保証)	副事業部長 (新検査制度)	再処理工場長
					

確認						
保全企画部	保全企画G	保全技術部	保全技術課	品質保証部	品質保証課/事業者検査課	
部長	GL	部長	課長	部長	課長	課長
						

作成部署：技術部 技術課

確認	作成		
部長	課長	課課長	TL
			

2021 年度 廃棄物管理施設に係る施設管理実施計画 rev. 2

記 事

「再処理事業所 廃棄物管理施設 火災防護計画」の策定に伴い「火災防護に必要な設備の機能維持」に関する運用を明確にする必要があるため、「火災防護に必要な設備の機能維持」に関する記載を追加する。

施設管理実施計画

1. 目 的

本計画は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」第 23 条「施設管理計画」に基づく施設管理目標を達成するため、廃棄物管理施設を構成する設備等に要求される機能及び施設管理の重要性を考慮し、以下の事項について明確にする。

2. 施設管理実施計画の始期及び期間

施設管理実施計画の始期及び期間は、以下のとおりとする。

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

3. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画

施設管理実施計画の期間において実施する「設計及び工事の計画」については別表に示すとおりとし、「再処理事業部 施設管理要領」または「再処理事業部 設計管理要領」に基づき、必要事項を定めた計画とする。

4. 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）

「再処理事業部 保全管理細則」に基づき作成される「施設管理実施に関する計画」により、巡視を実施する。

（添付資料 1：「施設管理実施に関する計画書 再処理工場 保全計画」参照）

5. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び実施時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）

「再処理事業部 保全管理細則」に基づき作成される「施設管理実施に関する計画」における「再処理工場 点検計画(2021 年)」により、点検等を実施する。

（添付資料 1：「施設管理実施に関する計画書 再処理工場 保全計画」参照）

6. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

「再処理事業部 保全管理細則」に基づき作成される「施設管理実施に関する計画」により、工事及び点検等の工程に応じた施設管理に係る保安活動を実施する。

（添付資料 1：「施設管理実施に関する計画書 再処理工場 保全計画」参照）

7. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法

「再処理事業部 保全管理細則」に基づき作成される「施設管理実施に関する計画」により、設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価を実施する。

（添付資料 1：「施設管理実施に関する計画書 再処理工場 保全計画」参照）

8. 上記 7 項の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。

施設管理に係る保全活動において発生した不適合等は、「再処理事業部 CAPシ

システム要領」に基づき、是正処置を実施するとともに、再発防止のための未然防止処置等の必要な措置を講じる。また、他の原子力施設等からの情報に基づき、未然防止処置が必要と判断した場合は、社内標準類に従い処置する。

9. 火山影響等による降下火砕物に対する施設管理について

貯蔵管理課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、摩耗等の影響を確認するため、フィルタの差圧および外観点検を実施し、保修が必要と判断した場合、「再処理事業部 保全実施細則」に従い、当該設備等の保修担当課長に必要な保修作業を依頼する。

保修担当課長は、依頼に基づき、必要に応じて保修を行う。

10. 火災防護に必要な設備の機能維持について

貯蔵管理課長は、火災防護に必要な設備の機能維持のため、火災防護に必要な設備の点検を実施し、保修が必要と判断した場合、「再処理事業部 保全実施細則」に従い、当該設備等の保修担当課長に必要な保修作業を依頼する。

保修担当課長は、依頼に基づき、必要に応じて保修を行う。

11. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。

施設管理に係る保安活動の結果として、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」第 60 条に規定する以下の記録について、「再処理事業部 保安記録作成・保管細則（廃棄物管理施設）」に従い、保存する。

・再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定：第 60 条関係

記録事項	記録すべき場合	保存責任者	保存期間
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針： 保全企画部長 施設管理目標： 品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

12. 施設管理実施体制

本計画に従って施設管理を実施する各職位は、廃棄物管理施設の保安規定に示す「保安に関する組織」の課長以上であって、「再処理事業部 施設管理要領」に示す「施設管理」「巡視点検」「設計管理」「作業管理」「使用前事業者検査」「定期事業者検査」に従い、施設管理を実施する者とする。

(添付資料 2：施設管理実施体制 参照)

13. 添付資料

- ・添付資料 1：「施設管理実施に関する計画書 再処理工場 保全計画」
- ・添付資料 2：施設管理実施体制

以上

別表

No.	主管部署	工事件名	設計及び工事期間	使用前事業者検査期間	備 考
1	電気保全課	ガラス固化体受入れ建屋・ガラス固化体貯蔵建屋 EB 建屋 415V 運転予備用無停電電源装置 C、EB 建屋 425V 運転予備用無停電電源装置蓄電池盤 C2 の更新	2017 年 1 月～2021 年 5 月	2021 年 6 月	
2	ガラス固化機械課	廃棄物管理施設 収納管排風機の改造を伴う更新工事	2020 年 10 月～2023 年 8 月	2023 年 8 月下旬 (予定) 使用前事業者検査：2023 年 8 月下旬 (予定) ※申請回次等は未確定	
3	計装設計課	廃棄物管理施設 分散型制御装置更新工事	2020 年 1 月～2022 年 11 月	2022 年 11 月 使用前事業者検査：2022 年 11 月	
4	耐震技術課 (設計) 建築課 (工事)	EA 建屋屋根トラス補強工事 ＜新規制基準対応＞廃棄物管理施設 (E A、E B) 建屋耐震補強工事	2016 年 1 月～2021 年 9 月	2021 年 9 月 E 以降 ※工事中の検査は適宜。 ※設工認認可後の使用前事業者検査要領書を制定以降	
5		EB 建屋屋根トラス補強工事 ＜新規制基準対応＞廃棄物管理施設 (E A、E B) 建屋耐震補強工事	2016 年 1 月～2021 年 9 月	2021 年 9 月 E 以降 ※工事中の検査は適宜。 ※設工認認可後の使用前事業者検査要領書を制定以降	

*：設計及び工事の期間ならびに使用者事業者検査期間については、予定の期間であり 2021 年 3 月 15 日時点の状況を示す。
太字：2021 年度に終了予定のものを示す。

No.	主管部署	工事件名	設計及び工事期間	使用前事業者検査期間	備考
6	貯蔵管理課	廃棄物管理施設 火災区域の耐火壁 3 時間耐火対策	2020 年 5 月～2021 年 9 月	2021 年 2 月～2021 年 9 月 使用前事業者検査：2021 年 9 月 (具体的な実施方法等は未確定である)	
7		廃棄物管理施設 蓄電池室への水素漏えい検知器の設置	2020 年 6 月～2021 年 9 月	2021 年 2 月～2021 年 9 月 使用前事業者検査：2021 年 9 月 (具体的な実施方法等は未確定である)	
8		廃棄物管理施設 消防配管地盤変位対策	2020 年 5 月～2021 年 9 月	2021 年 1 月～2021 年 9 月 使用前事業者検査：2021 年 9 月 (具体的な実施方法等は未確定である)	
9		廃棄物管理施設 電源内蔵式照明の設置	2020 年 5 月～2021 年 12 月	2021 年 2 月～2021 年 12 月 使用前事業者検査：2021 年 9 月 (具体的な実施方法等は未確定である)	
10		廃棄物管理施設 火災報知器の多樣化	2020 年 5 月～2024 年 2 月	2021 年 3 月～2024 年 2 月 使用前事業者検査：2023 年 12 月 (具体的な実施方法等は未確定である)	

*：設計及び工事の期間ならびに使用者事業者検査期間については、予定の期間であり 2021 年 3 月 15 日時点の状況を示す。
太字：2021 年度に終了予定のものを示す。

別表

No.	主管部署	工事件名	設計及び工事期間	使用前事業者検査期間	備 考
11	貯蔵管理課	廃棄物管理施設 ガラス固化体放射能 量測定装置の耐震補強工事 その2	2019年6月～2021年10月	2021年2月～2021年10月 使用前事業者検査：2021年9月 (具体的な実施方法等は未確定 である)	

＊：設計及び工事の期間ならびに使用者事業者検査期間については、予定の期間であり2021年3月15日時点の状況を示す。
 太字：2021年度に終了予定のものを示す。

施設管理実施に関する計画

再処理工場

保全計画

目次

- I 施設管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日を言う。）及び期間
- II 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）
- III 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）
 - 1. 点検計画
 - 2. 特別な保全計画
 - 3. 保全に関する実施体制
- IV 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- V 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法

別紙 再処理工場 点検計画（2021年度）

I 施設管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日を言う。）及び期間
本保全計画の適用時期は、2021年度とする。

II 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）

「再処理事業部 保全管理細則」及び「再処理事業部 巡視・点検細則（廃棄物管理施設）」に基づき、設備の異常兆候を検知し、適切に維持管理することを目的に、定期的に廃棄物管理施設の巡視を実施する。

III 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）

1. 点検計画

施設定期検査中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「再処理事業部 施設管理要領」及び「再処理事業部 保全管理細則」に従い、策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画を別紙1に記載する。

なお、附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「再処理事業部 施設管理要領」及び「再処理事業部 保全管理細則」に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげていく。

なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

- ・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- ・トラブル等の運転経験
- ・他プラントの経年劣化傾向に係るデータ
- ・高経年化技術評価及び安全性向上評価結果
- ・科学的知見
- ・その他

2. 特別な保全計画

なし

3. 保全に関する実施体制

「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」第4条（保安に関する組織）に基づく事業者管理体制により実施する。

また、保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮の上、第3条の4 7. 4（調達）に基づき調達物品等要求事項を定める「調達管理要則」の規定に従い、調達する。

IV 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

「再処理事業部 作業管理細則」及び「再処理事業部 保全実施細則」に基づき、保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置を講じる。

V 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法

「再処理事業部 設計管理要領」、「再処理事業部 保全管理細則」及び「再処理事業部 保全実施細則」に基づき、設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価を実施する。

別紙

再処理工場
点検計画
(2021年度)

点検計画の記載について

点検計画については、以下の方針に従い、記載している。

1. 記載している設備について

点検計画には再処理工場設備の主要機器として、以下の設備を対象に記載している。

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 9 に規定する技術基準が適用される設備

・ 定期事業者検査の対象となる設備

(2) 保全重要度が高い設備（「再処理事業部 保安全管理細則」に基づき、保全重要度が「1」に分類された設備）

2. 記載している点検について

点検計画には、上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

・ 定期事業者検査に係る点検

・ 記載対象設備において、上記に該当する点検がない設備については主要な点検

3. 保全重要度について

「再処理事業部 保安全管理細則」に基づき、「1」を表記している。

また、保全重要度「1」の設備については、保全方式として予防保全のうち、時間基準保全を選定している。

4. 保全方式について

時間基準保全を採用しており、「年度」で表記している。

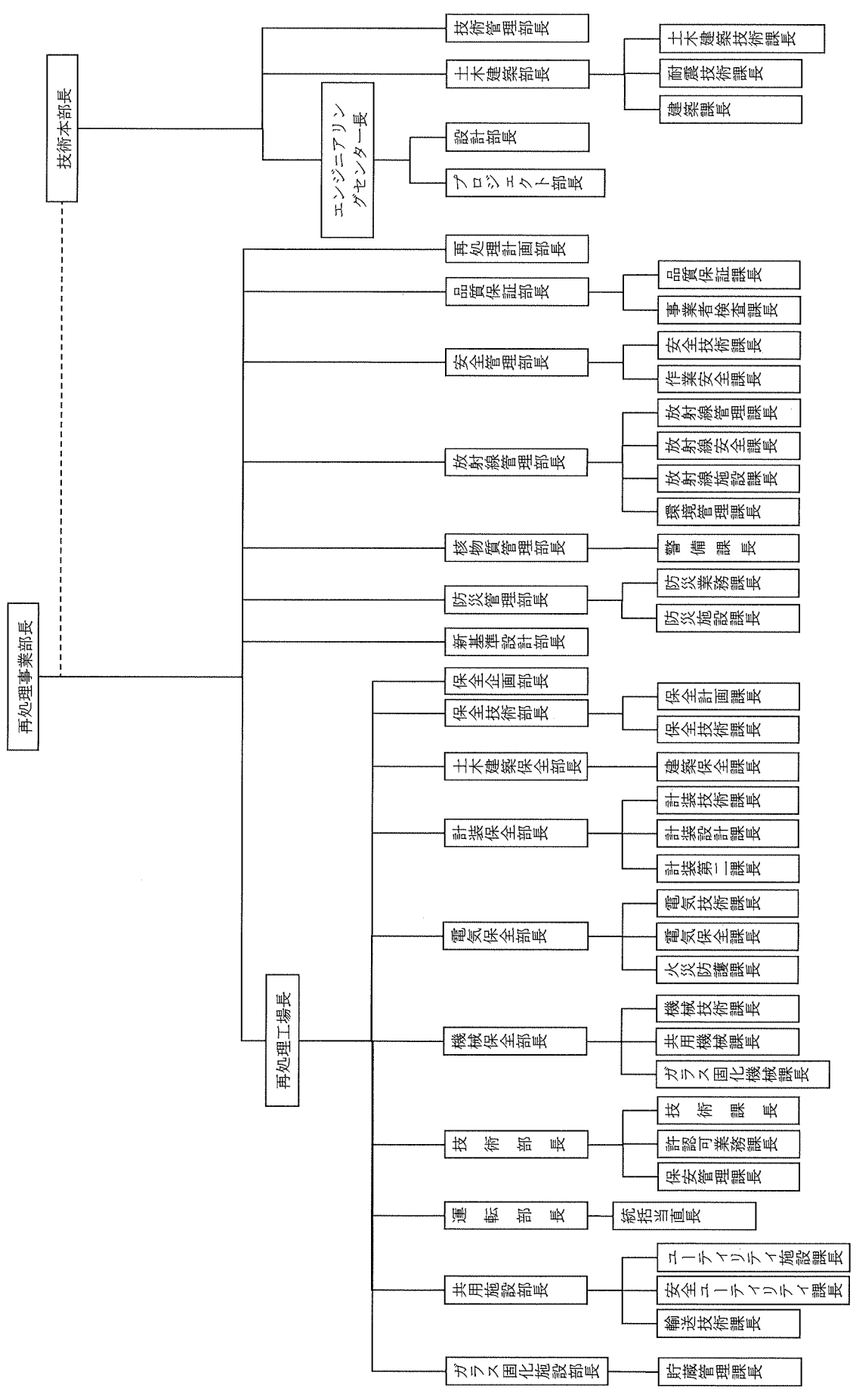
5. 点検頻度について

「再処理事業部 保安全管理細則」に基づき、「年度」で表記している。

6. 点検時期について

点検時期は、2021年度である。

建屋	工程・設備名	機器名称	点検及び試験の項目	保全 重要度	保全方式 又は 頻度	検査名称等	備考
ガラス固化体貯蔵建屋	ガラス固化体貯蔵建屋 (イ項)	収納管ブラダ	機能・性能確認	1			
		貯蔵区域入口ルーパー	機能・性能確認	1			
		第2貯蔵区域下部プレナム開口しゃへい扉	機能・性能確認等	1			
		通風管	機能・性能確認等	1			
		第1貯蔵区域収納管	機能・性能確認	1			
		第2貯蔵区域収納管	機能・性能確認等	1			
		しゃへい容器	機能・性能確認	1			
		冷却空気入口ルーパー	機能・性能確認	1			
		冷却空気出口第1ルーパー	機能・性能確認	1			
		通風管	機能・性能確認等	1			
ガラス固化体貯蔵建屋B棟	ガラス固化体貯蔵建屋B棟 (ホ項)	第3貯蔵区域収納管	機能・性能試験	1			
		第4貯蔵区域収納管	機能・性能試験	1			
	ガラス固化体貯蔵設備【BB2】						



施設管理実施体制